

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
しごとプラザ高松移転に伴う放送・音響設備移設・更新工事	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 焼山 正信 高松市サンポート3-33	令和3年2月16日	西日本放送サービス株式会社 香川県高松市西春日町大畑1737番地1	会計法第29条の3第4項移設・更新には既存・新規設備の調整が必要であり、適切かつ確実な施工を行うには既存設備の構造を熟知した業者による施工が必要であるため、契約の性質が競争を許すものではない。	3,190,000	3,190,000	100.0%	0	-	-	-	
高松公共職業安定所照明制御装置取替工事	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 焼山 正信 高松市サンポート3-33	令和3年2月26日	株式会社カナック 香川県高松市三谷町136番地	会計法第29条の3第4項照明制御装置については緊急に対処する必要があり、適切かつ確実な施工を行うには庁舎の照明設備を熟知した業者による施工が必要であるため、契約の性質が競争を許すものではない。	4,686,000	4,686,000	100.0%	0	-	-	-	

※公益法人の区分においては、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
画像機器(医療用モニター等)の購入	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 焼山 正信 高松市サンポート3-33	令和3年2月1日	株式会社信越ワキタ 長野県長野市アークス8番13号	一般競争入札	1,699,500	1,650,000	97.1%	-	-	-	
しごとプラザ高松移転に伴う什器類の購入等	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 焼山 正信 高松市サンポート3-33	令和3年2月2日	四国特機株式会社 香川県高松市田村町866番地1	一般競争入札	11,220,000	10,098,000	90.0%	-	-	-	

※公益法人の区分においては、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
坂出公共職業安定所のボイスコール機器追加購入	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 焼山 正信 高松市サンポート3-33	令和3年2月19日	株式会社富士通四国インフォテック 香川県高松市番町1丁目10番地2	会計法第29条の3第4項 既存の機器を追加購入するものであり、システムの開発業者以外では不可能であるため、契約の性質が競争を許すものではない。	1,924,890	1,924,890	100.0%	0	-	-	-	
しごとプラザ高松移転に伴うボイスコール機器等移設	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 焼山 正信 高松市サンポート3-33	令和3年2月26日	株式会社富士通四国インフォテック 香川県高松市番町1丁目10番地2	会計法第29条の3第4項 既存の機器の移設を行うものであり、システムの開発業者以外では不可能であるため、契約の性質が競争を許すものではない。	1,879,900	1,879,900	100.0%	0	-	-	-	

※公益法人の区分においては、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。